

令和4年4月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	令和4年4月26日（火）午後3時30分	
会議場所	阿見町役場 第305①②会議室	
出席委員	出席者 教育長 立 原 秀 一 委 員 中 島 雅 己 委 員 岡 田 治 美 委 員 湯 原 敦 子	欠席者 委 員 小 林 和 裕
委員以外 の出席者	教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、指導室長、中央公民館長 給食センター所長、予科練平和記念館長、学校教育課主任	
議 題	報告第 1 号 阿見町予科練平和記念館歴史調査委員の委嘱の専決について 議案第19号 阿見町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について 議案第20号 いきいき学びの町AMI推進本部設置規則の一部を改正する規則について 議案第21号 阿見町教育振興基本計画策定本部設置要綱の一部を改正する告示について 議案第22号 阿見町立公民館及び阿見町コミュニティセンターの施設又は設備の利用の手続きに関する要綱の一部を改正する告示について 令和4年4月教育業務報告及び5月教育業務予定	
傍 聴 者	0名	
議 事 概 要		
事務局	定刻となりましたので、始めさせていただきます。 開会に先立ちまして、4月7日付で湯原委員が就任されましたので、任命書をお渡しいたします。	
教育長	それでは、ここからは教育長より進行をお願いします。 阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和4年4月教育委員会定例会を開会します。	
委員	まず、会議録の確認ですが、3月教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。 異議なし。	

教育長	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、中島委員を指名します。よろしくお願いいたします。 それでは審議事項に入ります。はじめに報告第1号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○報告第1号 阿見町予科練平和記念館歴史調査委員の委嘱の専決について 資料1ページをご覧ください。非常勤特別職の阿見町予科練平和記念館歴史調査委員について、その委嘱を専決させていただきました。委員は3名で全員継続です。 報告は以上です。
教育長	ただいま事務局より、報告第1号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、報告第1号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、報告第1号については承認されました。 次に議案第19号ですが、議案第20号及び議案第21号と関連性がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。
事務局	○議案第19号 阿見町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について 資料3ページをご覧ください。本改正の趣旨ですが、今年度より保健福祉部長の下に保健福祉部次長という職が設けられました。このことに伴い、部長級職員が関係する規則等に保健福祉部次長を加える改正を行うものです。 ○議案第20号 いきいき学びの町AMI推進本部設置規則の一部を改正する規則について 資料5ページをご覧ください。こちらも同様の理由で、部長職で構成するいきいき学びの町AMI推進本部に保健福祉部次長を加える改正を行うものです。 ○議案第21号 阿見町教育振興基本計画策定本部設置要綱の一部を改正する告示について 資料7ページをご覧ください。こちらも同様の理由で、部長職で構成

	する阿見町教育振興基本計画策定本部に保健福祉部次長を加える改正を行うものです。 説明は以上です。承認をよろしくお願いします。
教育長	ただいま事務局より、議案第 19 号から議案第 21 号までの説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。 主旨としては、今年度から保健福祉部次長という職が新設されたことで、部長職で構成する会議等に次長も参加していただくことになるため、新たに加えるというものになります。
委員	部長はそのままで、更に次長が加わるということでしょうか。
事務局	はい。保健福祉部内で部長と次長で担当課を分けています。片方だと部内で担当しない課が出てしまいますので、両名に入っていただくことになります。
委員	他の部には次長はいらっしゃらないのでしょうか。
事務局	はい。
委員	次長職は今年度に初めて設置されたのでしょうか。今までもあったのでしょうか。
事務局	以前、産業建設部や総務部に次長が置かれていたことがあります。保健福祉部は今年度が初めてになります。
教育長	教育委員会も部長職を教育次長と呼んでいた時期がありましたが、現在は教育部長になりました。 他にご質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、議案第 19 号から議案第 21 号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第 19 号から議案第 21 号については承認されました。 次に議案第 22 号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第 22 号 阿見町立公民館及び阿見町コミュニティセンターの施設又は設備の利用の手続きに関する要綱の一部を改正する告示に

	ついて 資料 9 ページをご覧ください。これまでは施設の利用人数が 10 名以上か未満かで予約開始日を分けており、10 名以上の場合は利用日の一か月前から、10 名未満の場合は利用日の 15 日前から予約ができました。今回の改正でこの差を無くし、10 名に満たなくても一か月前から予約が可能になります。 説明は以上です。承認をよろしくお願いします。
教育長	ただいま事務局より、報告第 22 号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	改正内容について再確認させていただきたいのですが、今後は人数によらず一か月前から予約ができるということですが、要綱内に電話による予約という文言が追加されたと思います。今も電話予約はできるのでしょうか。
事務局	はい、現状で電話予約はできます。改正に併せて文言の整理をして、例規上に電話予約と表示するように修正しました。
委員	わかりました。それから、要件に該当する場合は三か月前から予約できるとありますが、こういった要件でしょうか。
事務局	かすみ公民館や本郷ふれあいセンターの多目的ホールを予約する場合に、大人数を集める催しや周知や準備に日数がかかるものについて、三か月前から予約できるとしています。
委員	特別な事情の場合ということですね。
教育長	他にご質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、議案第 22 号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第 22 号については承認されました。 次に、令和 4 年 4 月教育業務報告及び 5 月教育業務予定を事務局からお願いします。
事務局	○令和 4 年 4 月教育業務報告 1 日人事発令通知書交付式、4 日町校長会、定例管理職会、5 日町教頭会、町特別支援員研修会、町新規採用教員研修、町教務主任会、県南

	教育事務所長面会、6日町議会全員協議会、町議会臨時会、7日小学校入学式、8日中学校入学式、11日町村教育長会・市町村教育長会総会、14日社会教育指導員定例会、町文化協会総会、16日町子ども会育成連合会総会、17日塙城址保存会総会、塙城址看板除幕式、予科練60万人達成セレモニー、21日阿見町スポーツ協会総会、25日教育振興基本計画・生涯学習推進計画ヒアリング、26日教育委員会定例会、28日町生徒指導主事研修会、第1回地域部活動検討委員会、29日阿見ライオンズクラブ50周年記念式典、30日町国際交流協会総会 ○令和4年5月教育事業予定 6日定例管理職会、町校長会、9日あみ観光協会役員会・通常総会、11日教員評価面談、町教頭会、12日教員評価面談、16日教員評価面談、教科領域指導員研修会、17日町教務主任会、23日所課長訪問、24日所課長訪問、町教育推進委員会、25日所課長訪問、教育委員会定例会、27日市町村教育委員会教育長会議、28日予科練海上自衛隊記念コンサート、31日部課長会議、町議会全員協議会
教育長	ただいま事務局より、令和4年4月教育業務報告及び5月教育業務予定の説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。 (その他協議事項、連絡事項については下記記載のとおり)
委員	○第1回地域部活動検討委員会について これはどういった内容なのでしょうか。
事務局	地域部活動検討委員会は生涯学習課が担当窓口として検討を進めている組織です。町立中学校の土日部活動について、顧問教員の負担がとても大きいことから、教員の働き方改革として地域の部活動指導員を探して、外部指導者として土日部活動を見てもらうような取り組みを検討しています。国が進めており、先進自治体としてつくば市などでは既に取り組んでいます。 阿見町はどのような進め方にするか、まずは検討委員会を立ち上げて、中学校長にも委員に加わっていただいて学校の考え方を伺いながら進めています。実際に部活動を指導している外部指導者やスポーツ少年団の指導者も委員に加わっていただいています。できることから少しずつやっていこうと、生涯学習課は予算付けや庶務事務をスポーツ振興係で担当し、立ち上げを行いました。
委員	広げていくためにどういったやり方があるかを検討して、外部指導者をどんどん入れていこうという考え方ですね。
事務局	はい。色々な考え方がありますが、今のところは中学校の部活動指導

	を行ったことがある教員OBに入っていただくことになるのではないかと話になっています。 県保健体育課にも加わっていただいて、阿見町に合うやり方を今後考えていく予定です。
委員	方向性を決めた後に、実際に外部指導者が集まりますよね。そういった方々は検討委員に加わるのでしょうか。外部指導者の集まりや研修会などの企画は検討委員会が担うのでしょうか。
事務局	進め方として、今おっしゃられたような段階まで進む可能性もあると思います。実際には指導員を探すところからのスタートで、検討委員に加わっていただくのか、指導者の集まりを別に作るのか、今は白紙の段階です。これからどう進めて行くのかも含めて検討していくことになります。
委員	検討委員は事務局で選出された方々ですよね。
事務局	はい。中学校長にもご意見をいただきながら選出しました。
委員	中学校の部活動は土日に試合があることも多いと思います。その辺の取扱いはとても難しいですね。
教育長	中体連でも地域部活動や大会の在り方について検討を始めているようです。まずは中学校でやるという国の考え方もあるように思います。部活動も子どもたちにとって大きなメリットがありますので、そういうところも検討委員会で話し合っていかなければならない点ですね。
委員	現在の部活動がどのようになっているか、教えていただけたらと思います。今まであった部活が無くなって、新しい部活ができた話なども伺いました。ここ数年で方向性も変わったのかなと感じています。今の状況を教えていただけたらと思います。
事務局	現在は、平日は必ず一日は部活動を休むことにしています。土日也必须一日は休みにすることが県の方針で出ていますので、朝練もやっていません。各校で部活動指導方針を作って保護者に説明し、平日は2時間、休日3時間程度にしています。また、現在は少子化や民間クラブチームの充実もあり、団体競技で休部になったものもあります。一方で個人競技では人気が出ているものもあります。 昔と比べて練習時間を短く、効率的にやりましょうという動きになりました。複数顧問制にして、一人の先生に負担がかかることがないように、必ず複数人で顧問を持つようにしています。部活動の数も見直して、教

委員	員の人数に見合った数にしていく方針になっています。 住み分けが進みますね。県の指導方針で部活動の練習時間は決められていて、一方でクラブチームなどの外部で活動する場合は制限がありませんので、スポーツで活躍することを目指している子どもたちは外部に出て行ってしまいますね。
教育長	地域部活動に移行すると、一校では無理でも複数校が集まってチームを作ることにもできるようになります。そういったメリットもこの取り組みにはあると考えています。 他に質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。
そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	○令和４年度教育委員会開催予定（案）について ○給食センター炊飯ラインの故障について ○次回の教育委員会 ５月教育委員会定例会 令和４年５月２５日（水）午後３時３０分
閉会	午後５時００分

議事録署名

令和 年 月 日

教 育 長 立原 秀一

委 員 中島 雅己